

## **[事案 29-89] 契約解除無効請求**

・平成 30 年 3 月 5 日 和解成立

### **<事案の概要>**

保険会社から重大事由による契約解除に伴い給付金の返還を請求されたことを不服として、解除取消しおよび給付金の返還義務がないことの確認を求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

平成 24 年 12 月に契約した医療保険について、契約時点で 8 件の医療保険等に加入し、その災害入院給付金および疾病入院給付金の日額合計がそれぞれ著しく過大であること等を理由に、保険会社から重大事由により契約を解除され、あわせて受給済みの給付金の返還を請求された。しかし、他の保険契約が複数あることは、契約時や 1 回目の入院給付金請求時に話しているところ、それにも関わらず給付金が支払われたことから、保険会社は上記事実を認めていたことになるので、保険会社から重大事由による契約解除はできず、入院給付金の返還義務は発生しないことを確認したい。

### **<保険会社の主張>**

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 申立人は、他の保険や共済に複数件加入し、その給付金額等の合計額が著しく過大であることから、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあり、本契約は約款に定める重大事由解除の要件に該当する。
- (2) 他の保険者との間で締結された保険契約が重大事由により解除され、保険契約の存続が困難となったことは、約款所定の解除事由に該当する。
- (3) 上記より、本契約は重大事由により解除され、これに伴い、申立人には既に支払済みの給付金の返還義務が発生する。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

#### **2. 裁定結果**

上記手続の結果、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、当事者双方に対し、和解を促したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって手続を終了した。